

循環環境第 2077 号

平成 16 年 3 月 31 日

日本ノボパン工業株式会社
代表取締役社長 山本 拓 様

大阪府知事 齊藤 房江

ノボパン木屑リサイクル事業に係る環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの意見(申述)

平成 15 年 10 月 28 日付けで提出のあった標記方法書について、環境の保全の見地から検討した結果、方法書の記載内容は環境影響評価を行う方法として、概ね妥当と考えられるが、より一層環境に配慮した事業計画となるようにという視点も加え、大阪府環境影響評価条例第 10 条第 1 項の規定により、別紙のとおり意見を申し述べます。

事業者においては、これらの事項について特段の配慮をし、環境影響評価を実施してください。

〔連絡先〕

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室

環境管理課アセスメントグループ

: 06-6944-0351(内線 3855)

FAX : 06-6944-6711

1 全般的事項

- (1) 事業計画地は工業専用地域内にあるものの近辺に第一種住居地域があり、生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響を最小限にとどめるよう環境保全に十分配慮した事業計画とすること。
- (2) 本事業に係る産業廃棄物焼却炉は木材専焼としていることから、事業計画の詳細検討に当たっては、木屑中に含まれるプラスチック類等異物の除去性能を高めるよう異物除去方法について調査・検討し、その結果を準備書に記載すること。また、CCA 処理木材の焼却を極力行わないようにするため、CCA 処理木材を適切に分離する方法について準備書で明らかにすること。

2 大気質

- (1) 一般環境の調査地点である大浜北公園については、阪神高速湾岸線から数十mしか離れていないことから、具体的な調査ポイントの設定に当たっては、当道路からの影響が大きい地点を避けて環境濃度を的確に把握できるよう十分配慮すること。
- (2) 工場屋上で行うとしている地上気象調査については、周囲の構造物等による影響を受けないよう十分配慮すること。
- (3) 高層気象については、上空風速の推定に用いる「べき法則」のパラメータや逆転層の発生状況を的確に把握できるよう、調査の時期を適切に設定するとともに、必要に応じて測定期間の延長や接地逆転層崩壊時における測定間隔の短縮を行うこと。また、調査日の気象条件について、気圧配置や地上観測データに基づき代表性を確認すること。
- (4) 施設排出ガスによる影響については、環境基準との整合について評価するため、二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値を予測すること。
- (5) 上層逆転やダウンウォッシュ等の特殊な条件における予測に当たっては、十分に実績のある予測モデルを可能な範囲で複数使用するとともに、気象条件等のパラメーターを大き目の予測値が得られるよう安全側に設定するなど、予測の不確実性に十分配慮すること。
- (6) 施設の供用時における予測に当たっては、使用する可能性のある補助ボイラーを環境影響要因に含めるなど、事業による環境影響を過小に予測評価することがないように予測条件を適切に設定すること。
- (7) 事業計画地周辺は過去にダイオキシン類に係る環境基準値を超過したことがある区域であるため、一層の排出抑制について調査・検討し、その結果を準備書に記載すること。
- (8) 事業計画地の近辺に第一種住居地域があり、その生活環境を保全する観点

から、破砕機や燃料チップ投入口が設置される木材処理施設等からの粉じん飛散防止対策について十分検討し、その結果を環境保全対策として準備書に記載すること。

- (9) 工事中に使用するレンタルボイラーについては、1年半程度に亘り使用していることから、都市ガスを使用するなど、環境の保全に十分配慮するとともに、工事实施時の環境影響要因に含めて影響を予測すること。

3 水質

- (1) 排水処理設備については、工場内用水として再使用可能な水質を確保することはもとより、水質汚濁物質排出量の一層の低減を図るため、適切な排水処理設備を設置するよう調査・検討し、その設計諸元を準備書に記載すること。
- (2) 工事の実施時において発生する濁水が工場外へ流出することのないよう、講じるべき適切な措置について十分検討し、その結果を工事中の環境保全対策として準備書に記載すること。

4 騒音・振動・低周波音

- (1) 事業計画地周辺は他の発生源の影響が大きい地域であることから、騒音・振動・低周波音の現地調査の実施に当たっては、音源識別を行うとともに、特定の発生源による影響を強く受けないように測定の方法や時期を選定すること。

5 人と自然との触れ合い活動の場

- (1) 大浜北公園は事業計画地から至近距離にあり、産業廃棄物処理施設の稼働によってレクリエーション活動の場としての利用に影響を及ぼすことが考えられることから、人と自然との触れ合い活動の場を評価項目に加えること。

6 景観

- (1) 事業計画地周辺は、国指定史跡の旧堺燈台や堺旧港など、歴史的・文化的価値の高い地区であることから、歴史的・文化的景観について評価項目に加えるとともに、旧堺燈台を含めた堺旧港地区の整備計画も考慮して調査、予測すること。

7 廃棄物、発生土

- (1) 類似事例によるデータを引用して廃棄物の発生量を予測するに当たっては、データの信頼性や本事業との類似性について十分確認するとともに、焼却炉

や排水処理施設の設計諸元を明らかにしたうえで適切に廃棄物の発生量を算定し、これらの結果を準備書に記載すること。

8 地球環境（温室効果ガス）

- (1) 流動層式焼却炉で多量の木屑を焼却することにより一酸化二窒素が相当量排出されるおそれがあることから、一酸化二窒素排出量及び二酸化炭素換算排出量について予測評価すること。